

民法改正による 債権の消滅時効期間



民法改正に伴い債権の消滅時効期間が変わると聞きました。

企業への影響を教えてください。



民法改正法案は、二〇一七年五月二十六日に国会で可決・成立し、六月二日に公布され、二〇一七年六月二日までに施行されます。

今回は、民法の中心部分である「債権法」の抜本的な改正が行われたため、これからの企業活動に大きな影響を与えることとでしょう。改正の内容は、法定利率の引き下げや、約款に関する規定の新設など多岐にわたりますが、本稿では、債権の消滅時効期間の変更について解説します。

1. 職業別の短期消滅時効の廃止

現行法では、債権の消滅時効期間は原則として十年ですが（現行民法百六十七条）、特則として職業別に一年から三年の短

期の時効期間が定められています（同百七十条から百七十四条）。例えば、建物建築代金は三年（同百七十条二号）、売買代金は二年（同百七十三条一号）、飲食の代金は一年（同百七十四条四号）とされています。改正法では、現行法百七十条から百七十四条までの規定は削除され、消滅時効の期間の統一化が図られました。実務における債権には、商品の売掛金債権、工事請負代金債権等といった、職業別の短期消滅時効が適用されることが多いですが、今回の短期消滅時効廃止により、消滅時効期間が長期化します。それにより、帳票類の保管期間の見直しや延長等が必要になるでしょう。

一方で、債務者の立場では、債務管理期間が延長されることから、弁済の証拠となる書類の保存期間を見直す必要が生じます。

なお、特別法に基づく消滅時効期間は、現行のままとなります。詳しくは後述しますが、例えば、労働基準法に基づく賃金債権は二年間、退職金手当の請求権は五年間で、現時点で変更はありません。

2. 商事消滅時効の廃止

現行の商法五百二十二条では、商行為によって生じた債権について、民法上の債権よりも短く、時効期間は五年と定められています。しかし、今回の改正により、商法五百二十二条は削除され、商事消滅時効は廃止されます。

3. 消滅時効期間および起算点

現行法では、債権の原則的な時効期間は、権利を行使することができる時から十年と定められています（現行民法百六十七条）。改正法では、①権利を行使することができる時（客観的起算

虎門中央法律事務所
（商工研相談業務委嘱先）
弁護士
浜本 匠

点）から十年という時効期間を維持した上で、新たに②権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から五年という時効期間を新設しています。①②のいずれかが経過した時に、債権の消滅時効が完成します。

もつとも、契約に基づく債権は、履行期から五年で時効が完成するケースがほとんどでしょう。なぜならば、この場合は債権の発生時に、債権者が権利を行使できることを通常は知っているからです。

4. 不法行為に基づく損害賠償請求権

改正法では、不法行為に基づく損害賠償請求権について、①被害者もしくはその法定代理人がその損害および加害者を知った時（主観的起算点）から三年間行使しない時、または②不法行為の時（客観的起算点）から

二十年間行使しない時、時効によつて消滅するとしています（改正法七百二十四条）。

5. 人の生命・身体の侵害

現行法は、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権について、債務不履行に基づく場合も、不法行為に基づく場合も、特別な規定はありません。その結果、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効は、請求の根拠によりそれぞれ異なります。権利を行使できる時からの消滅時効は、債務不履行に基づく場合は一般の債権の消滅時効と同様に十年で、不法行為に基づく場合は三年と考えられています。

一方、改正法では、人の生命・身体の侵害による債務不履行に基づく損害賠償請求権（表）について、特則が設けられます。消滅時効期間は客観的起算点からは二十年、主観的起算点からは原則どおり五年とされています。

同じく、主観的起算点からの時効期間についても、特則が設けられました。債務不履行に基

づく生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間が、五年と定められていることに合わせて、不法行為による場合も通常の債権の場合の三年から五年に延長されます。

人の生命・身体の侵害については、債務不履行と不法行為の双方が問題となることがあります。

表 民法改正後の損害賠償請求権の消滅時効期間

		債務不履行		不法行為	
		主観的起算点 権利を行使することができることを知った時	客観的起算点 権利を行使することができる時	主観的起算点 損害および加害者を知った時	客観的起算点 不法行為の時
消滅時効期間	通常の債権	5年	10年	3年	20年
	人の生命・身体侵害の損害賠償請求権	5年	20年	5年	20年

す。例えば、労働時間内に起きた事故について労働契約から導き出される安全配慮義務違反と使用者責任の双方を問う場合等が考えられます。改正法では、いずれの場合も、時効期間は五年となります。

このほか特別法では、製造物責任法に基づく生命、身体または財産を侵害されたときの賠償請求権に変更が生じます。現行法では、損害および賠償義務者を知った時から三年、引き渡した時から十年ですが、改正法では、損害および賠償義務者を知った時から五年に延長されます。

6. 労働債権について進行中の議論

民法改正により、時効消滅期間の相違が生じることから、現在、議論が行われている法律もあります。

前述のとおり、労働基準法百十五条では、賃金（給料）の不払い等による債権の消滅時効期間は、客観的起算点から二年で、退職金手当の請求権は、客観的起算点から五年と定められています。一方、改正法では、債権

の消滅時効は、主観的起算点から五年、または客観的起算点から十年となります。つまり、労働基準法での時効消滅期間の方が短くなってしまうのです。

この点について、二〇一七年七月十二日に開催された第百三十七回労働政策審議会労働条件分科会の資料の中に、「民法の消滅時効の規定が整理されることに伴い、当該規定の特例である労働基準法百十五条の賃金債権等に係る消滅時効についても、その在り方の検討を行う必要がある」と記載されています。同法は、労働者保護を目的とする法律ですから、今後、労働者の権利を民法の水準に合わせることに想定されます。

現在の労務管理の実務では、使用者が労働者に未払い残業代等を支払う際には、時効期間が満了していない直近二年分のものを支払うケースが多く見られます。今後、労働基準法が改正され、賃金（給料）債権の消滅時効が、例えば五年に延長されるなどすれば、使用者にとっても労働者にとっても、大きな影響が生じることでしょう。